

令和5年度 厚木市障害者協議会 第2回 一貫した子育て・療育支援プロジェクト

日 時	令和5年10月24日(火) 午後2時～午後4時
場 所	アミューあつぎ amy uスタジオ
出席者	厚木市障がい福祉課、厚木市健康づくり課、厚木市子ども育成課、厚木市保育課、青少年教育相談センター、厚木児童相談所、厚木保健福祉事務所保健福祉課、座間支援学校、訪問看護ステーション、特定非営利活動法人厚木なのはな、社会医療法人社団三思会 多機能型事業所 にじいろ、やまびこ会(厚木市自閉症児者親の会)、厚木市社会福祉協議会、オブザーバー；一般社団法人クロスオーバー大和 事務局：厚木市児童発達支援センター 厚木市障がい福祉課、厚木市福祉総務課(発達支援係) 厚木市障がい者基幹相談支センター
1 開会	出席者自己紹介 配布資料確認
2 議題	<p>(1) マイサポートブックについて</p> <p>前回の会議であがった意見に加えて、実際に使用している御家族や職員と意見を反映しながら、現行のスターターキットとマイサポートキットの分け方を変えて「全年齢版」と「0歳から年長版」という年齢で分ける方法に変更している。</p> <p>この全年齢版の目次、ページ数の後ろに星印があるものは、スターターキットに同じものが含まれる形となり、全年齢版に引き継ぐことができるようになっている。</p> <p>「わたしの年表」を差し込んだ。ジャンルごとに時系列で書きこめるようなものを作った。</p> <p>「サポートの記録」は、書き方の例。別物として用意し、必要な人は御覧くださいとしている。</p> <p>今回の刷新したものを使ってみて、またより良い活用方法を考えていきたい。</p> <p>今回は反映することができなかったが、電子版が良い、アプリになったら良いなどの意見があった。</p> <p>その他にも、「大きさについて」軽く持ち歩けない、母子手帳程度のサイズが好ましいとの意見もある。</p> <p>また、周知方法について、本日参加の各委員に周知ポスター、ちらしを配布した。先日の児童発達支援、放課後等ディサービス事業所連絡会でも各事業所に配布した。</p> <p>周知、配布に関して、本日参加している委員で、御協力をいただける施設等があれば、事務局までお知らせして欲しい。内容の御指摘等に関しても随時事務局で受け付けている。今後、マイサポートブックを使用している方からの感想や検証を行いたいと思っている。</p> <p>新しいマイサポートブックについて、11月中旬頃まで障がい福祉課で意見を集い、反映させて12月頃までにホームページ等に提示、周知できるようにする。</p> <p>・現在、二次元コードからサイトに入ると旧書式となっているが、マイサポートブックの「はじめに」のところに、入手方法としてホームページの御案内があるが、二次元コードやアドレスを載せる必要はないのか、と意見が挙がる。</p> <p>→以前まではアドレスを載せていたが、アドレスが頻繁に変更になり、繋がらなくなった経緯があり、今回の刷新で記載方法を検索方法へ変更した。</p> <p>今回のポスターに掲示した二次元コードは出来るだけ変えないように設定しているが、ダウンロードできるものにWord版があるなら、直接入力できるのか。</p>

→Word版は直接入力することができるものになっている。

(2) 支援が必要な子どものためのサービスマップについて

前回の会議の際、一宮市のサービスマップを参考に、子どもの成長に応じて、どのような福祉サービスがどのように受けられるのかといったことが分かるようになっていたものがあつた方が良さだろうとのことで、プロジェクトメンバーの皆様の御意見をいただいたものを入れ込み、変更するところを変更し、厚木市版を作成した。大きさの問題もあつたがA3版で作成した。この場で御意見をいただき、今後、12月末までに完成し、市役所のホームページ、紙媒体で配布する機関としては、ゆいはあと、まめの木等、このプロジェクトの各関係機関等で広く提示、周知、拡散していく。

資料を参考に意見交換を行う

- ・福祉の児童発達欄に居宅訪問型児童発達支援も活動をしているので、なかなか知られていない支援ではあるが、重度の方には必要な支援と捉え載せて欲しい。→対応する。
- ・保健の乳幼児健康診査、2歳6ヶ月の健診は、身体は見ず、歯科のみなので「個別の歯科検診」としているのが表記の変更、または追加。5歳児健康診査は、アンケート方式となっている「5歳児健康調査」という形なので、表記の変更をしたほうがよい。いずれは、健康調査となる予定ではある。→相談しながら決めていく。
- ・健康づくり課の電話番号が、家庭相談課の番号になっている。
- ・表も裏にも「受給者証が必要です」との記載があるので、「手帳取得に関しては、障がい福祉課に問い合わせる手続き」といった案内が表記されているとわかりやすい。→分かりやすく表示するよう検討する。
- ・二次元コードが載っている機関があり、分かりやすくなっているが、ここに載っていない機関でも載せることができるのか。ただたくさん載せすぎてもわかりづらくなる可能性もあり。→検討する。
- ・18歳から就労が載っているが、児童相談所と調整し15歳から就労も可能であるが。→基本的には18歳からであるが、稀に15歳で就労可能となるため、検討する。
- ・保育所の小規模多機能家庭的保育は、0歳～2歳までとなっているため、わかりやすく記載したほうが良いか。認可保育所も公立保育所、民間保育所と記載されている方が語弊がないかと思う。→表記について検討する。

各機関において検討、周知の際に何か載せることなどがあつたら会議以降、11月末まで意見を障がい福祉課で集約、反映させて12月末までに完成させる。提示、周知をどのようにしていくかが課題となるが、各委員の関係機関で配布等していただけたらと思うが、その他、どのようにしていったら良いか。

→幼稚園、保育園、学校等、廊下等に提示することで保護者が目にすることができる。

→その点についても、次回まで検討しておく。

(3) その他

・児童発達支援・放課後等ディサービス事業所連絡会開催報告

9月13日開催、市内の27事業所、32名の方が参加し、6グループに分かれ「学校、幼稚園、保育園との連携について、課題となっていること」「その課題解決のためにできること」をディスカッションする場とした。今年度は12月に第2回目の開催を予定している。定期的に連絡会で話し合われたことを報告していきたい。

・子育てプロジェクトメンバーの選出について

児童発達支援・放課後等ディサービス事業所の連絡会中から、プロジェクトに参加していただく方を選出し情報を共有していきたい。今年度は、現在参加して頂いている厚木なのはな、にじいろに協力をしていただいている。次年度以降、新たにプロジェクトメンバーになっていただいた方に連絡会の開催や連絡会で出た課題などをプロジェクトに共有するといった流れを作っていきたい。

・**医療的ケア児コーディネーターの意見交換、協議について**

国の方針により各市町村にコーディネーターの配置が義務づけられることになった。また、市内のコーディネーターが意見交換、協議の場を設けるようにという方針に基づいて、医療的ケア児のことを協議する場としている。厚木市には7名のコーディネーターがおり、その役割、どのような仕組みをつくっていくのかを話す、協議の場は必要となってくる。医療的ケア児が地域の中で、医療的ケアを受けるにあたっては、医療、福祉、教育など他機関、町内連携など多くの連携が必要になってくる。

7市町村のコーディネーターの活動などをヒアリングし、他市の状況、活動等も参考にしながら今後の活動の方向性について検討していく。

・**医療的ケア児の保育所受入れガイドラインについて**

医療的ケアが必要な児童の保育所入所に向けた手続きについて、ガイドラインについて、保育課より、概要をもとに説明をする。令和3年に国の方針に基づいて保育所でも医療的ケア児の受入れガイドラインを作成することになった。最初は、保育所に配置する看護師を募集したが、思うように集まらず、訪問看護の派遣で対応できるように整備した。その上でガイドラインの作成に至った。

・3歳以上という枠について、将来的には外していきたいが現状は受け入れが難しい。今後、ニーズが出てきたところで前向きに検討していきたい。

他市で0歳、2歳で受け入れたケースについて、相談を受けたことがあった。これが、いい機会となって受け入れの間口が多くなると良いと感じた。

今後、医療的ケアが必要な児を育てている働く世代が、育休が終わるタイミングで復帰するか、辞めるかを迫られる。その時に、相談する機関や親類などがあると良いと感じている。実際にこの制度を使って保育所を利用された方はいない。このようなケースを抱えた母が窓口に来て相談をすること自体にハードルが高く、相談自体も少ない。現在の事業で対応できるようなケースも多くないのが現状である。この制度ではないけれど、医療的ケア児が放課後等ディサービスなどを利用している方は、数名いる。この制度を利用している医療的ケアが必要な児、小学校、中学校での受け入れは4名在在。昨年度まで幼稚園では、1名在籍していたが、卒園し現在は小学生となっている。

医療的ケア児を抱えた家族が、子どもの障がいを受け入れ、働くといった次のステップに進むときに、一番最初の窓口、行政だったり、相談だったり丁寧に関わり、丁寧に保育課に繋いでいきたい。

0歳～2歳の医療的ケア児の受入れに関して、母親は子どもを預けられるかどうかで、働くことを継続するか、あきらめるか、分かれてくるのではないかと。

大和市では、喀痰吸引の研修に、保育園の看護師と保育士が受講していた。

市町村によっても向き合い方が変わる。医療的ケアが必要な子どもは、先天的に出現しているケースが多く、幼少期から支援が必要となってくる。

大和市では、保育園、幼稚園での受け入れ、対応が積極的に行われているが、小学校に入るととたんに断られるケースも出てきおり、それはまた課題となっている。低年齢からのケアが進学など、多くの連携をもっていけないといけない課題もある。

各市町村で状況は違うのだと思う。進んでいるところもあれば、まだまだといった市町村も

あるのが現状。厚木市内は、ぜひ色々なところが連携して一つ一つ出来るが増えていければ良いと思う。

オブサーバーより

今会議は医療的ケア児を抱える親が仕事をするということ、についてだったと思うが、それに限ったことではなく、障がいをもっている、もしくは可能性がある子を持った親が保育園で預かってもらえるのかというのは、母親が働こうと思ったとき突きつけられるもので、産休、育休をとれる会社においても、それを続けて仕事復帰をすると会社の仕組みがあったとしても、続けられなくなってしまう。2、3年たちパートで仕事をするとか、そういうやり方でしか仕事に戻れない、その間に何かあり離婚などがあつたりすると、母親は、女手一つでケアが必要な子を抱えながら仕事をするという2重、3重の負担を強いられる状況となる。これが父親で母親が不在だったりすると、仕事を抱えながらどうするのか。父親だからとか母親だからとかではなく、仕事をしようとしている人が医療的ケアを必要とする子どもがいるとき、どのように支えていくのか。制度はさほどなく、産休、育休を保証してくれる会社をどう続けられるのか。一度やめて低所得の層に一度蹴落とすようなやり方ではない保育、行政であつたりとか、学校とか、放課後等ディサービスとか、子どもを育てる環境を取り巻く人たちがその場だけをみるのではなく、そういった家族全体をとらえていけると思っていないと、泣き寝入りする保護者がでてきてしまう。仕事を始めたら始めたで子どもの体調などによって休まなければいけないことが出てくる。結局、続けられなくて辞めてしまうといったことになる。環境を整えるというのは、その一部分だけではないということに関わるものとしてわかっていたと思う。

- ・かながわエース主催の研修案内2件

以 上

3 閉会